

# 院内感染対策防止対策のための指針

平成 27 年 4 月 15 日改定

## 1 院内感染に関する基本的な考え方

院内感染防止対策として標準予防策を基本とし、加えて空気、飛沫、接触の感染経路別対策を実施する。感染発生の際には、その速やかな特定、制圧、収束を図る。そして再発防止に向けての新たな対策を検討する。

## 2 委員会その他の医療機関内の組織

病院長を含む各専門職代表を構成員として組織する院内感染防止対策委員会(以下「委員会」という)を設置し、毎月定期的に会議を開催して院内感染対策を行う。院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案、実行、評価などを委員会のもと、実施、報告する。委員会は次の内容の協議推進を行う

- ・ 院内感染防止対策のための指針および院内感染マニュアルの見直し
- ・ 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
- ・ 職員研修の企画
- ・ 異常な感染症が発生した場合には、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

## 3 従業者研修の基本方針

- ・ 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ・ 職員研修は、就職時の初期研修、年 2 回全職員を対象とした基本研修を開催する。また、異常な感染症発生の際など、必要に応じて臨時研修を開催する。
- ・ 基本研修、臨時研修結果の参加実績を記録、保存する。

## 4 感染症発生状況報告に関する基本方針

感染を防止するため、検出菌集計表、感染症発生報告書をもとに月 1 回の委員会で検討し、スタッフへの情報共有を図り、感染防止に活用する。

## 5 院内感染発生時の基本方針

感染症の発生状況について、委員会のもと発生患者の検索、記録、分析およびフィードバックなどを実施する。重大な問題が発生した場合には、臨時の委員会を開催する。

## 6 当該指針の内覧に関する基本方針

本指針は各部署配置の院内感染防止対策マニュアルにて全職員が閲覧できる。また、患者およびその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、ホームページにおいて一般公開する。

## 7 その他院内感染防止対策推進に必要な基本方針

- ・ 院内感染防止のため、病院職員は本指針および各部署共通の院内感染防止対策マニュアルを遵守する。
- ・ 病院職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断およびワクチン接種を行い、常に健康管理に留意する。
- ・ 本指針およびマニュアルは必要に応じて見直し、改定結果は病院職員に周知徹底する。